

# 令和5年度「芝田カナエ・和江基金」児童福祉事業助成 募集要項

## 1. 助成事業の目的

神戸市長田区社会福祉協議会〈以下、「本会」〉芝田カナエ・和江基金は、故・芝田カナエ、芝田和江氏から、「長田区内の子どもたちの福祉増進のために活用してほしい」との遺志により寄贈を受け、設立いたしました。

この助成事業は、芝田氏の遺志に沿い、基金を活用して区内民間福祉団体などが実施する事業・活動〈以下、「事業等」〉を支援することで、「次世代を担う長田区内のすべての児童・生徒が幸福に成長できる環境づくり」を推進することを目的としています。

助成事業の採択に際しては、以下の点に着目して審査を行います。

- ①地域にひろがり、定着する可能性のある事業（普遍性）
- ②事業実施団体と地域などが一体となって、子どもたちを支える事業（協調性）
- ③民間福祉団体等による独自の創意工夫を活かした事業（独創性）

## 2. 助成対象事業等

長田区内のすべての児童が幸福に成長できる環境づくりを推進するために民間福祉団体等が実施する事業・活動を対象にします。

<助成対象となる事業の一例>

- ①地域で子どもたちを見守る居場所づくり
- ②ひとり親家庭、外国籍など様々な事情を抱える家庭を支える活動
- ③障がいや慢性疾患等をもつ児童とその家庭への支援
- ④引きこもりや非行、いじめ・不登校などの問題を抱える児童やその家庭に関する相談・支援
- ⑤親になる不安や子育ての悩みを地域で支える活動

### **【下記の事業等は対象外となります】**

- ①民間福祉団体等の所属員のみ親睦を目的とした行事や、バザー等の収益を得ることを目的とする事業等
- ②単発的なイベントの開催を目的とした事業等
- ③設備整備又は備品購入のみの事業
- ④純粋に学問的な調査研究事業や営利を目的とする事業
- ⑤事業を実質的に行わず外部委託する事業や、第三者に資金・物品を交付・配布することを目的とした事業
- ⑥その他、本会の審査において適当ではないと認定した事業

### 3. 助成対象団体

長田区内を主な活動の拠点とし、児童・生徒やその家族の福祉増進などを目的とした活動を行う団体や地域団体、児童福祉施設とします。

※法人格の有無は問いませんが、1年以上の活動歴が必要です。

※反社会的勢力や政治団体は除きます。

### 4. 助成対象経費

助成決定の日以降に執行する経費で、かつ助成金申請事業を実施するために真に必要な経費とします。(別添「申請の手引」を参照)

ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- ①施設整備費及び事業内容に照らして著しく高額である物品の購入経費
- ②民間福祉団体等の運営経費(職員給与、役員への報酬、家賃、光熱水費等)
- ③自立支援給付の各サービスと重複する経費
- ④飲食経費や参加者に配布する物品購入費などの経費
- ⑤その他、本会の審査において事業の実施に必要なではないと認定した経費

### 5. 助成額

1事業につき50万円を上限として、事業内容を勘案して決定します。

(予算総額 150万円)

### 6. 助成対象となる事業の実施期間

令和5(2023)年4月1日以降に開始し、令和6(2024)年2月29日までに完了する事業とします。

ただし、実施に複数年を要する事業、又は事業を複数年継続することで効果や成果が発揮される事業については、3年間を限度として助成を受けることができます。

詳細については、別添「申請の手引」を参照してください。

### 7. 応募方法

#### (1) 応募期間

令和4(2022)年11月1日(月)～令和5(2023)年1月14日(金)必着

#### (2) 応募手続等

助成を受けようとする民間福祉団体等は、以下の書類を本会へご提出ください。

①助成金申請書 ②定款または運営規約等 ③役員名簿

応募は1団体1事業とします。

提出いただいた書類については、返却できませんのでご了承願います。

### (3) 応募に当たっての留意事項

選考においては事業の効果・目的・事業の継続性について重視しますので、助成金申請書に明確かつ具体的に記載してください。

また、対象人員や実施回数等、実施内容をできるだけ具体的に記載してください。

## 8. 選定方法及びその結果

(1) 選定は、本会が設置する審査会において審査し、決定します。

(2) 選定結果については、文書で応募団体にお知らせします。

なお、採択した事業については、本会のホームページにおいて公開します。

(3) 審査内容に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

## 9. 事業報告

助成事業終了後は、事業の自己評価等をふまえた事業報告書を提出いただきます。

また、本会のホームページに事業報告を掲載することがあります。

## 10. 個人情報の取扱い

助成申請書に記載された個人情報については、助成事業の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

## 11. 問合せ先及び送付先

〒653-0016 神戸市長田区北町3丁目4-3 長田区役所4階  
社会福祉法人 神戸市長田区社会福祉協議会  
TEL：078(511)-4277 FAX:078(574)-2427  
E-mail：n-syakyou4@neo.famille.ne.jp